

諮 問 書

佐市教委学事第674号

平成20年10月 8日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上 英明 様

佐賀市教育委員会
教育長 田部井 洋文



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づき、個人情報の電子計算機処理の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1. 諮問内容
佐賀市学齢簿・就学援助システムによる保有個人情報の電子計算機処理の開始について
2. 電子計算機処理導入の目的
資料①のとおり
3. 電子計算機処理を行なう個人情報の内容
資料②のとおり
4. 電子計算機処理を行なう時期
平成21年3月上旬
5. 個人情報の適切な取り扱いについての措置
資料③のとおり
6. 所管課
教育委員会 こども教育部 学事課

学齢簿・就学援助について

【学齢簿とは】

市町村教育委員会は、当該市町村区内に住所を有する学齢児童・生徒について学齢簿編製の義務（学校教育法施行令第1条、学校教育法施規則第29～30条）があり、学齢簿の編制義務は単に児童・生徒等が入学するときだけでなく、就学義務が終了するまで、これを整備し、保管しなければならない。

（学齢簿の編制内容）

- | | |
|---|---|
| ア | 当該市町村の住民基本台帳に基づいて行う |
| イ | 磁気ディスク等をもって調整することが可 |
| ウ | 記載事項 |
| ☆ | 学齢児童または生徒の氏名・現住所・生年月日・性別 |
| ☆ | 保護者の氏名・現住所・学齢児童又は生徒との関係 |
| ☆ | 就学する学校に関する事項 |
| | ・ 当該学校の名称、入学・転学・卒業年月日 |
| | ・ 当該市町村設置する小・中学校以外の小・中学校又は中等教育学校に就学する者について、当該学校及びその設置者の名称、入学・転学・卒業年月日 |
| | ・ 特別支援学校に就学する者について、当該学校その設置者の名称、入学・転学・卒業年月日 |
| | ・ その他、就学義務履行の督促、就学義務の猶予又は免除等がされたときは、その年月日・事由・猶予期間等の年月日 |

平成20年5月1日現在（資料：学校基本調査）

佐賀市立小学校	36校	児童数	13,828人
佐賀市立中学校	18校	生徒数	6,400人
次年度就学予定対象者		幼児数	2,273人

平成20年度以前の学齢簿は、合併前の旧町村の分も含めそれぞれ紙ベースの様式で整備保管している。

【就学援助とは】

憲法第26条によりすべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有するとある。このことを受け、教育基本法第3条第2項（教育の機会均等）に国及び地方公共団体の責務として、経済的理由で就学困難な者に対し、奨学の方法を講じることとされており、さらに学校教育法第25条及び40条により、市

町村の責務として、経済的理由で就学困難な学齢児童・生徒の保護者に必要な援助を与えることとされている。

就学援助は、要保護及び準要保護児童・生徒へ認定されることにより受けることができる。

- ・ 要保護者 児童生徒の保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ・ 準要保護者 児童生徒の保護者が要保護（生活保護法第6条第2項）に準じる程度に困窮していると教育委員会が認めた者

佐賀市の申請基準は、

- (1) 市民税が非課税又は減免措置である場合
- (2) 生活保護が停止又は廃止された場合
- (3) その他（生活状態が悪い）

世帯全員の所得額合計（援助の対象となるのは生活保護世帯が基準）が佐賀市で示す基準以下の世帯

就学援助の支給項目の種類

- ア 学用品費等・通学費・修学旅行費の援助（就学奨励法第1～2条）
- イ 学校給食費の援助（学給法第7条②）
- ウ 医療費の援助（学保法第17条）

援助の方法、申請、援助費の支給等

佐賀市就学援助規則に基づき実施している

近年の経済不況により年々その申請者数が上昇しており、年々事務量、扶助額ともに増加し続けている。

また、毎年度世帯状況、所得状況の確認が必要であるが3月から4月にかけて認定の作業に要する事務の割合は年間の9割程度となる。

なお、追加申請等は年間を通じ随時行っている。

平成20年9月末現在（学事課資料）

就学援助 小学校 児童認定者 1658人（認定率12.0%）
中学校 生徒認定者 890人（認定率13.9%）

平成20年度 就学援助（扶助費）予算額 1億6千万円
（平成19年度予算額1億5千万円）

電子計算機処理の導入の目的

〔学齢簿〕

就学事務の根幹をなす学齢簿のデータは、小学校入学前年の10月1日の住民基本台帳により編制し、それ以降の義務教育終了時まで、児童・生徒及び保護者について住民異動、氏名変更等を加除修正しなければならない。

現在、新入学予定者の住基情報（SHIPS）からプリントアウトした紙の台帳を基に、小学校においては6年半、中学校においては3年に渡り、加除修正（具体的には、住所変更、氏名変更、転入者の追加、転出者の削除等）を手作業で行なっている。

保護者ニーズの多様化、児童・生徒への教育的配慮、学校選択制など通学区域の弾力化に伴い、指定校以外へ就学する児童生徒数は増加し、複雑化している。さらに合併による児童生徒数、学校数の増加など学齢簿に関する事務量は増え続けている。

その他、入学通知書や就学时健康診断通知書の発送、学級編制等について事務を行っており、義務教育の根幹となるこの台帳を、データベース化し、住民基本台帳の異動に伴う行政情報からの加除訂正をシステム化することで、情報の一元化、省力化、手作業から発生する誤記等が解消される。

〔就学援助〕

就学援助事務は、教育扶助事務であり、経済的に困窮している要保護及び準要保護児童生徒の家庭へ学用品費等、学校給食費及び医療費を支給している。

この事業は単年度事業であるため、毎年度、申請を受理し、認定作業を得て、在籍確認を行なったうえで支給している。

申請における認定・否認定の判定は、申請時に保護者の同意を得た上で、対象者の住所・氏名・学校・世帯状況の確認の為、住民基本台帳、住民税世帯情報照会システム（SHIPS）から出力し、1件毎に照合し手計算等により判定している。また、学校が作成した手作業の名簿により、認定、否認定者の管理も行なっている。

今回のシステム導入により、学齢簿のデータベースから就学援助対象者データを引用することにより、住所、世帯等の確認作業の省力化が図られ、事務作業の省力化、効率化が図られる。

さらに、世帯情報、税情報を連携することで、所得判定をスムーズ（自動認定処理）に行い、予算執行における正確性を保持するとともに、事務処理においては全体的（省力化、正確性、迅速性等）に向上が図られ、市民サービスの向上へも結びつく。

電子計算機処理を行う個人情報

(1) 学齢簿関係

児童・生徒及び保護者の共通情報

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 生年月日
- ④ 住所
- ⑤ 個人番号
- ⑥ 世帯番号
- ⑦ 児童生徒との関係

児童・生徒の情報

- ① 在学名
- ② 入学、転学、卒業年月日
- ③ 特別支援学校に就学する者について、当該学校その設置者の名称、入学、転学、卒業年月日
- ④ 就学義務履行の催促、就学義務の猶予免除等されたときは、その年月日、事由、猶予期間等の年月日

(2) 就学援助業務関係

就学援助申請の児童又は生徒の情報（世帯全員分）

- ① 氏名
- ② 性別
- ③ 生年月日
- ④ 住所
- ⑤ 個人番号
- ⑥ 世帯番号
- ⑦ 在学名
- ⑧ 所得情報

個人情報の適切な処理についての措置

セキュリティ対策について

本システムは重要な個人情報を扱うため、次のような個人情報保護並びに情報漏洩への対策を行う。

1. システム運用に関する責任者の任命

学事課長を責任者に任命する。

2. システムの専有

独立した専用の端末（2台）を使用することにより、部外者が利用できない環境を作る。サーバーは本庁7階 情報システム課内に設置。

3. システム操作時のセキュリティ対策

- ① 本システム起動時にユーザーID/パスワードの入力により、システム使用者を確定させ起動し、不正な操作を抑止する。
- ② ログインユーザー毎に細かい権限設定をする事により使用者に必要な無いメニューや機能を抑止し不必要な操作を抑止する。
- ③ ユーザー毎に操作履歴を保持し、障害発生時への対応や情報漏えい対策のため速やかに情報収集可能なシステムとする。
- ④ 操作が一定時間無かった場合、OSを自動的にロックする機能を有す。

4. データのセキュリティ対策

- ① 個人情報を含むデータの暗号化をディスク保存時に行う。
- ② 定期的なバックアップが可能であり、障害発生時に速やかに復旧できるようにする。
- ③ バックアップについては、原則、フルバックアップとし、夜間等に自動処理が可能とする。
- ④ 操作ログを残せることとする。
- ⑤ パスワード等で十分セキュリティに考慮し、外部からの不正アクセス対策を講じる。

5. ウィルス対策

- ① 外部からの侵入及びスパイウェア・コンピュータウィルス等に対する対策を講じる。ウィルス対策ソフトはウィルスバスターソフトを使用する。
- ② クライアントのウィルスパターンファイルのアップデートができるもとする。

システムの概要

